

国立天文台における研究データの管理及び公開に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この取扱要項は、国立天文台又はその職員等が保有する研究データの適切な管理及び公開のため必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この取扱要項において「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号。以下「組織運営通則」という。）第6条に定める職員
- 二 大学共同利用機関法人自然科学研究機構共同利用規程（平成16年自機規程第51号）第2条第2項に定める共同利用研究員

2 この取扱要項において「研究データ」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国立天文台が所有権又は利用権を有する研究施設、設備又は機器を用いた観測により取得したデータ（以下「観測データ」という。）
- 二 観測データを解析処理したデータ
- 三 コンピュータ等を用いたシミュレーションにより取得したデータ
- 四 前3号に定めるもののほか、職員等がその研究遂行の過程において取得したデータ

3 この取扱要項において「プロジェクト室等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 組織運営通則第20条第1項に定める科学研究部及びセンター並びに同条第2項に定めるプロジェクト室
- 二 国立天文台組織運営規則（平成16年国天規則第1号）第5条第1項に定めるプロジェクト室及び同条第2項に定めるサブプロジェクト室

(研究データの管理)

第3条 職員等は、研究データの捏造又は改ざんを行ってはならない。

- 2 職員等は、研究データの捏造、改ざん又は滅失を防ぐために注意を払わなければならない。
- 3 プロジェクト室等の長は、研究データの捏造、改ざん又は滅失を防ぐために必要な措置を講じなければならない。
- 4 研究データのうち、国立天文台が保有するものの管理責任は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における研究活動上の不正行為への対応に関する規程（平成20年自機規程第74号）第4条第1項に定める研究倫理教育責任者が負う。

(観測データの公開)

- 5 研究データのうち、前条第2項第1号に定める観測データは常用とし、同項第2号から第4号に定めるものの保存期間は、原則10年とする。
 - 一 第1号に掲げるもの 無期限
 - 二 第2号から第4号までに掲げるもの 原則10年
- 6 前項第1号の規定にかかわらず、研究倫理教育責任者は、プロジェクト室等の長から意見のあったときは、幹事会議の議を経て、同号に掲げる研究データを廃棄することができる

るものとする。

第4条 観測データは、原則として広く一般に公開するものとする。ただし、公開することが困難なデータ及び公開に適さないデータは、この限りでない。

2 公開の方法は、観測データを取得したプロジェクト室等の長が定めるものとする。

附 則

この取扱要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成27年9月4日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成31年4月1日から施行する。